

## 町村自治の確立に関する意見書

現在、第27次地方制度調査会においては基礎的自治体のあり方等が審議検討されているが、去る11月1日に開催された地方制度調査会小委員会に提出された「西尾私案」は、町村の自己決定権を踏みにじり住民自治を否定するものであって、我々として到底受け容れることができない。

また、自治の基盤である税財政制度の将来像については全く言及しておらず、今後、地方をして、どのような税財政制度の下で行政を行わせようとするのか、その見通しを示さないまま、やみくもに町村の「解消」を図ろうとするものであり、断じて認めるわけにはいかない。

本来、国は、第2次分権改革として、地方分権推進委員会が「最終報告」で示した地方税財源充実確保方策についての提言を最大限尊重し、先ずもって地方に対し「税財源の地方分権」を行うべきである。地方が如何なる行政体制を選択するかは、この税財政制度の将来像を踏まえて地方が自主的に判断すべきものであり、この点「西尾私案」は、このあるべき順序を全く踏まえない、地方分権の確立に反する案といわざるを得ない。

よって、下記のとおり意見について、善処方を強く要望する。

### 記

- 1 国は、地方自治制度の検討に当っては、町村の自己決定権及び住民自治を尊重し、町村自治の確立を前提とすること。
- 2 早急に自治の基盤である税財政制度の将来像を明らかにし、「税財源の地方分権」を早急に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年 3月27日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、  
衆議院議長、参議院議長、地方制度調査会会長